

## 令和8年度 幼児教育の質の向上のための ICT 化支援事業補助金申請に当たって

令和8年度の標記補助金に係る交付申請書の提出依頼は、8月以降を予定しております。令和8年4月1日に契約を結んだものから対象となることから、申請を念頭に置いて、交付申請前に契約をすることが可能です。ついては、交付申請書の提出依頼に先立ち、必要な契約関連書類についてご案内いたします。

下記のとおり、見積書をはじめとして、ご提出いただく各書類は、公金である補助金の執行上、その事務手続の適正性を客観的に証明し、担保するために必要な資料となります。

見積取得の段階から採択(予定)業者等と十分に調整の上、各必要書類が揃わないということがないよう、ご協力をお願いいたします。

### 1 交付申請書提出時に提出が必要な契約関連書類

#### (1) 補助対象経費に係る見積書の写し(原則3社以上※)

申請を予定するシステム・備品等の購入に当たっては、その見積書を同一の条件で3社以上から徴取するようお願いいたします。

※ システム導入に関する契約(システム費用を品名として含む契約)については、金額にかかわらず原則3社以上の見積書を提出してください。

システムと機器についてそれぞれに分けて契約する場合、システムを含まないPC、タブレット等の周辺機器のみの契約については、契約1件の金額が30万円未満の場合、2社の見積もり又は価格調査資料(例:カタログのコピー、インターネットの販売画面の印刷)のみの提出で差し支えありません。

※ 見積書は令和8年3月31日以前に取得したものでも差し支えございません。

事情により、不採択業者の見積書等を提出できない場合は、(ア)又は(イ)を添付してください。

(ア) 独占販売等を証明する文書(様式任意)

採択業者以外からは入手できない場合に、採択業者の発行した証明書を添付してください。

(イ) 特命理由書(様式任意)

採択業者以外からも入手可能であるが、3社以上の見積書を徴取せずに契約業者を決定する必要がある場合、幼稚園等で作成してください。

#### (2) 補助対象経費に係る製品のカタログの該当ページ(採択業者のみ)

## 2 実績報告書提出時に提出が必要な書類

(1) 採択業者との契約書の写し

※ 注文書及び請書でも可とします。

(2) 採択業者からの納品書又は工事完了届の写し

(3) 採択業者からの請求書の写し

(4) 採択業者からの領収書の写し

(5) 幼稚園等の検査調書(任意様式)

※ 実績報告書提出依頼の際に、検査調書の様式例を配布します。

(6) 整備状況が確認できる画面印刷・写真

デジタルカメラ等による写真でも可とします。

A4サイズの白紙に剥がれない方法で貼付し、撮影した日付を付記した上で、写真と「補助対象経費」の品名の両方に番号を付すなどして、どの物品についての写真なのかが分かるようにしてください。

写真は、補助対象経費として申請した全ての物品についてご用意いただきます。納品時等の機会を利用して、必ず撮影しておくようお願いいたします。

システムの導入が確認できる書類としては、ソフトウェア等のホーム画面やログイン画面等、導入したシステムの名称が分かる画面の印刷等をご提出ください。

## 3 注意事項

(1) 提出書類に不足がないようにしてください。

納入業者によっては、提出すべき書類を通常は発行していない可能性もあります。書類の入手が速やかに行えるよう、あらかじめ見積時等に必要書類を提示しておくなどの対応を行ってください。

また、各書類に準じる資料は、その書類の性質を備えている旨明記されている場合にのみ代替資料として受け付けます(例:書類の表題は申込書だが、書面中に「当申込書の承諾時に契約が成立する」との記載があるため、契約書の代替資料として提出 等)。

(2) 補助対象経費に計上した全ての品目に関する全ての根拠書類が必要です。

例えば4つの物品を申請し、それぞれ別の業者から納入した場合は、見積書・契約書その他書類が全て4種類ずつ必要となります。

(3) 事業の実施期間及び添付書類の日付を確認してください。

補助対象事業は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までに、契約、着工、納品、支払を完了する必要があります。いずれかの行為が当該年度以外に行われた場合、補助の対象とはなりません(ただし、見積書の日付は令和8年4月1日以前でも可)。

また、全根拠書類(見積書→契約書→納品書→検査調書→請求書→領収書)が矛盾のない順番で発行されているか、実績報告書提出の際には日付の確認を行ってください。

(4) 特命理由書を添付する場合は、必ず幼稚園等で作成してください。幼稚園等以外(採択業者等)による作成が発覚した場合は、補助の対象とならない場合がございますので、ご注意ください。